

(4) 漁業経営の概況

イ 漁業経営体の経営収支

平成19年の経営体当たりの生産額を見ると、個人経営体（全国平均：漁船漁業）が968万円（対前年比106.6%）、会社経営体（全国平均：漁船漁業）が3億868万円（対前年比106.5%）となっており、全体的に1経営体当たりの生産額が増加しています。

しかしいずれの経営体においても、漁業収入同様漁業支出も増加しており、特に近年の燃油価格高騰の影響を受け油費が前年に比べ10%近く増加していることから、依然として漁業経営体は厳しい経営状況にあることが伺えます。

（単位：万円）

種類		漁業利益	漁業収入	漁業支出			
				計	労務費	油費	その他
個人経営体	H18	259	908	649	126	123	400
	H19	294	968	674	130	133	411
会社経営体	H18	▲ 899	28,979	29,878	9,691	5,812	14,375
	H19	▲ 368	30,868	31,236	9,949	6,401	14,886

資料：農林水産省「漁業経営調査報告」

表18 1経営体当たり（全国平均）の経営収支

(イ) 遠洋・沖合漁業

遠洋・沖合漁業の経営状況は、ほとんどの漁業種類において漁業支出が大きい一方、漁業収入は減少傾向にあり、結果として経営収支は悪化の一途をたどっています。

平成18、19年と利益を上げている遠洋まぐろ延縄漁業や近海まぐろ延縄漁業においても、過去数年間は漁業利益がなく、その経営は不安定な状況となっています。

特に平成19年の燃油価格の急騰は経営に大きく影響を及ぼしており、遠洋・沖合漁業経営は、総じて厳しい経営状況が続いています。

（単位：千円）

種類		漁業利益	漁業収入	漁業支出			
				計	労務費	油費	その他
遠洋まぐろ延縄漁業 （専業100トン以上）	H5	▲ 15,687	382,991	398,678	143,116	41,219	214,343
	H10	▲ 38,883	312,325	351,208	121,190	40,692	489,326
	H15	▲ 27,157	254,150	281,307	97,460	44,707	139,140
	H16	▲ 24,747	235,929	260,676	90,139	45,469	125,068
	H17	▲ 25,277	242,369	267,646	88,915	54,357	124,374
	H18	9,364	268,071	258,707	84,815	67,257	106,635
	H19	57	273,965	273,908	84,167	80,557	109,184
近海まぐろ延縄漁業 （専業100トン以上）	H5	▲ 21,112	203,123	224,235	81,411	21,519	121,305
	H10	▲ 12,171	185,590	197,761	73,315	22,686	101,706
	H15	▲ 13,035	148,790	161,825	60,285	24,992	76,548
	H16	▲ 10,361	127,826	138,187	48,629	25,942	63,616
	H17	▲ 1,467	151,808	153,275	51,901	33,288	68,086
	H18	5,223	174,674	169,451	61,528	48,478	59,445
	H19	15,545	179,247	163,702	53,330	47,503	62,869
沖合底びき網漁業 （専業50～100トン）	H5	▲ 23,625	123,439	147,064	47,338	19,383	80,343
	H10	4,546	121,203	116,657	44,696	14,598	57,363
	H15	21,490	185,512	164,022	56,238	24,608	83,176
	H16	▲ 2,370	161,932	164,302	54,436	28,198	80,668
	H17	9,366	192,867	183,501	61,725	34,352	87,424
	H18	▲ 42,341	179,284	221,625	87,055	57,867	76,703
	H19	▲ 13,561	192,926	206,487	81,882	52,943	71,662

資料：農林水産省統計部「漁業経営調査報告」

表19 主な遠洋・沖合漁業経営体の経営状況・漁業の収支（一隻当たり）

(ロ) 沿岸漁業・海面養殖業

沿岸漁船漁業の経営収支において、漁業収入は平成18年と同様、増加しました。

しかし、漁業支出も同様に増加しており、漁業所得は依然として低迷しています。その中で平成19年の漁業収入は、平成18年同様、前年に比べ25%の増加となりました。

一方、海面養殖業においては、近年生産量が増加傾向にあり、漁業利益も比較的大きいことから経営状況は全般的に安定しており、比較的健全な経営状況となっています。

しかし、平成19年は、ノロウィルスの影響や生育不良等により、かきやのり養殖の漁業利益が前年に比べ3割から5割減少する等、厳しい経営状況となりました。

(単位：千円)

種類		漁業利益	漁業収入	漁業支出			
				計	労務費	油費	その他
漁船漁業	H5	1,612	3,650	2,038	256	300	1,482
	H10	2,151	4,392	2,241	358	278	1,605
	H15	2,630	6,818	4,188	585	643	2,960
	H16	3,252	6,979	3,727	495	633	2,599
	H17	2,908	6,822	3,914	487	695	2,732
	H18	3,639	25,744	22,105	4,904	5,094	12,107
	*H18	14,177	51,017	36,840	17,012	3,602	16,226
	H19	17,698	74,851	57,153	24,529	5,425	27,199
かき類養殖業	H5	7,994	11,189	3,195	428	296	2,471
	H10	6,673	11,486	4,813	579	325	3,909
	H15	4,444	9,738	5,294	843	339	4,112
	H16	3,754	8,376	4,622	721	366	3,535
	H17	4,911	9,879	4,968	802	431	3,735
	H18	5,365	12,701	7,336	886	593	5,857
	*H18	3,549	8,719	5,170	560	344	4,266
	H19	2,318	6,938	4,620	518	374	3,728
わかめ類養殖業	H5	1,822	3,823	2,001	368	143	1,490
	H10	6,255	9,196	2,941	376	206	2,359
	H15	3,623	7,291	3,668	547	223	2,898
	H16	5,190	8,297	3,107	387	250	2,470
	H17	4,534	7,874	3,340	479	316	2,545
	H18	5,098	8,850	3,752	842	397	2,513
	*H18	2,022	4,009	1,987	426	141	1,420
	H19	2,084	4,259	2,175	282	175	1,718
のり類養殖業	H5	2,813	12,491	9,678	101	1,313	8,264
	H10	8,442	20,503	12,061	303	1,898	9,860
	H15	7,656	26,581	18,925	760	2,327	15,838
	H16	9,499	28,237	18,738	1,070	2,127	15,541
	H17	14,188	32,975	18,787	1,069	2,492	15,226
	H18	14,267	33,110	18,843	1,693	3,047	14,103
	*H18	14,267	33,110	18,843	1,693	3,047	14,103
	H19	6,612	28,238	21,626	1,187	4,161	16,278

資料：(H5～H18)東北農政局統計部「宮城農林水産統計年報」

(*H18～)農林水産省「漁業経営調査報告」

表20 主な沿岸漁業経営体の経営状況・漁業の収支

(注)平成19年以降については、統計業務の見直しにより県単位での統計は取りやめとなったため、種類の内容が変更となった。

①漁船漁業(中・小型1そうまき巾着網10～20トン 専業)

②養殖漁業(三陸地域)

*H18:参考として平成19年統計内容と同様調査の平成18年統計内容を記載

(ハ) 漁業共済制度

漁業共済（漁業災害補償）制度は、気象又は海況の変化や資源量の変動による不漁等によって漁業者が受けた損失を、保険の仕組みを通じて漁業者が相互に補てんし合い、漁業の再生産を確保するとともに漁業経営の安定を図る制度です。

漁業における不漁や災害は、その発生頻度や損害の程度が予測し難く危険率も高いことから、締結した共済契約の保全を図るため、沿海39都道府県の漁業共済組合が元受けを行い、全国漁業共済組合連合会に再共済し、さらに国と保険契約を結んでいます。

本県における漁業共済の加入件数は、平成14年10月の法改正によって養殖施設単独での加入が可能になったこともあり、平成14年度以降徐々に増加しています。

養殖生産物毎の推定加入率（平成19年度）は、ぎんざけ養殖、のり養殖の加入率は比較的高いものの、こんぶ養殖で21.6%、かき養殖で39.6%等、加入率が5割を切っている業種もみられ、災害に対する備えがまだ十分とは言えない状況です。

平成19年度においては、平成19年9月5日の台風9号や平成20年1月24日の暴風雪・大雪被害等により、養殖生産物や養殖施設等が大きな被害を受けました。

今後、一層の加入促進に向けた取組が重要になっています。

(単位：千円)

区分		平成15年度		平成16年度		平成17年度		平成18年度		平成19年度	
		契約件数	共済金額	契約件数	共済金額	契約件数	共済金額	契約件数	共済金額	契約件数	共済金額
養殖業	生産物	1,029	6,022,816	955	6,107,981	1,008	6,377,239	952	6,767,567	930	7,304,083
	施設	5,614	653,386	5,724	542,706	6,974	577,582	8,862	741,820	9,035	992,163
採貝藻・漁船・定置網漁業	漁獲物	78	1,226,237	81	1,761,880	88	1,876,766	80	1,401,600	76	1,256,775
	施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計		6,721	7,902,429	6,760	8,412,567	8,070	8,831,587	9,894	8,910,987	10,041	9,553,021

資料：宮城県漁業共済組合事業報告書

表21 漁業共済加入状況の推移

(単位：百万円，%)

区分	平成15年度		平成16年度		平成17年度		平成18年度		平成19年度	
	推定加入率	推定加入率	推定加入率	推定加入率	推定加入率	推定加入率	推定加入率	推定加入率	推定加入率	
ぎんざけ	55.5	68.2	69.0	74.5	86.1					
のり	70.3	86.8	101.2	67.0	68.0					
わかめ	48.5	30.7	32.7	29.9	40.6					
こんぶ	78.7	52.6	31.6	30.9	21.6					
ほたてかき	21.4	25.9	30.8	28.9	44.8					
かき	40.6	36.8	38.3	38.5	39.6					

資料：宮城県漁業共済組合調べ

表22 養殖業（生産物）の契約実績と推定加入率の推移

(注) 推定加入率は、「加入実績額÷マーケット全体の生産額」で算出しているが、契約実績額については過去5カ年のうち最高及び最低を除く3カ年の平均、マーケットについては前年度（単年度）を基準としているので、加入率が100%を上回る場合がある。

(二) 漁船保険制度

漁船保険制度は、漁業者の基本的な生産手段であり貴重な財産でもある漁船が、不慮の事故等によって受ける損害や漁船の運航に伴う不慮の費用負担等を補てんし、漁業経営の安定を図ることを目的としています。

漁船保険は、漁業者が組合員となって組織する漁船保険組合が引受けを行い、漁船保険中央会が再保険、さらに国が再々保険を行っています。

漁船保険の種類には、沈没、座礁、火災等の事故によって生じた損害や救助費用等に対して保険金を支払う「普通保険」、衝突した場合の相手船に対する損害賠償や漁船の運航に伴って発生した第三者への責任や費用の負担に対して保険金を支払う「漁船船主責任保険」、漁船事故が原因で漁船に積載していた漁獲物等の積荷に生じた損害に対して保険金を支払う「漁船積荷保険」等があります。

普通保険の状況は、遠洋漁業者の規模縮小や廃業等によって在籍漁船が減少傾向にあり、加入隻数の割合も伸び悩んでいます。

漁船保険の加入促進については、厳しい状況が続いていますが、平成19年9月5日の台風9号によって保険の対象となった被災船も多数あり、漁業経営の安定のために、「未加入船ゼロ」に向けた取組が重要になっています。

(単位：百万円、%)

区分		平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
普通保険	在籍漁船 (a)	14,731	14,449	14,656	14,413	14,210
	加入隻数 (b)	10,705	10,645	10,389	10,208	9,995
	加入割合 (b/a)	73.4	73.7	70.9	70.8	70.3
	保険金額	66,283	63,417	57,619	53,282	50,773
	保険料	1,152	1,118	1,041	967	938
漁船船主責任保険	加入隻数	11,538	11,439	11,161	10,924	10,687
	保険金額	1,096,881	1,079,445	1,045,455	1,074,000	1,065,830
	保険料	318	310	282	281	280
漁船積荷保険	加入隻数	82	76	68	55	56
	保険金額	17,565	16,005	13,701	11,518	10,610
	保険料	41	37	32	27	26

資料：宮城県漁船保険組合業務報告書

表23 漁船保険加入状況の推移

(注) 保険金額とは、事故による損害が生じた場合に支払われる最大の金額をいう。

ロ 水産業協同組合の現況

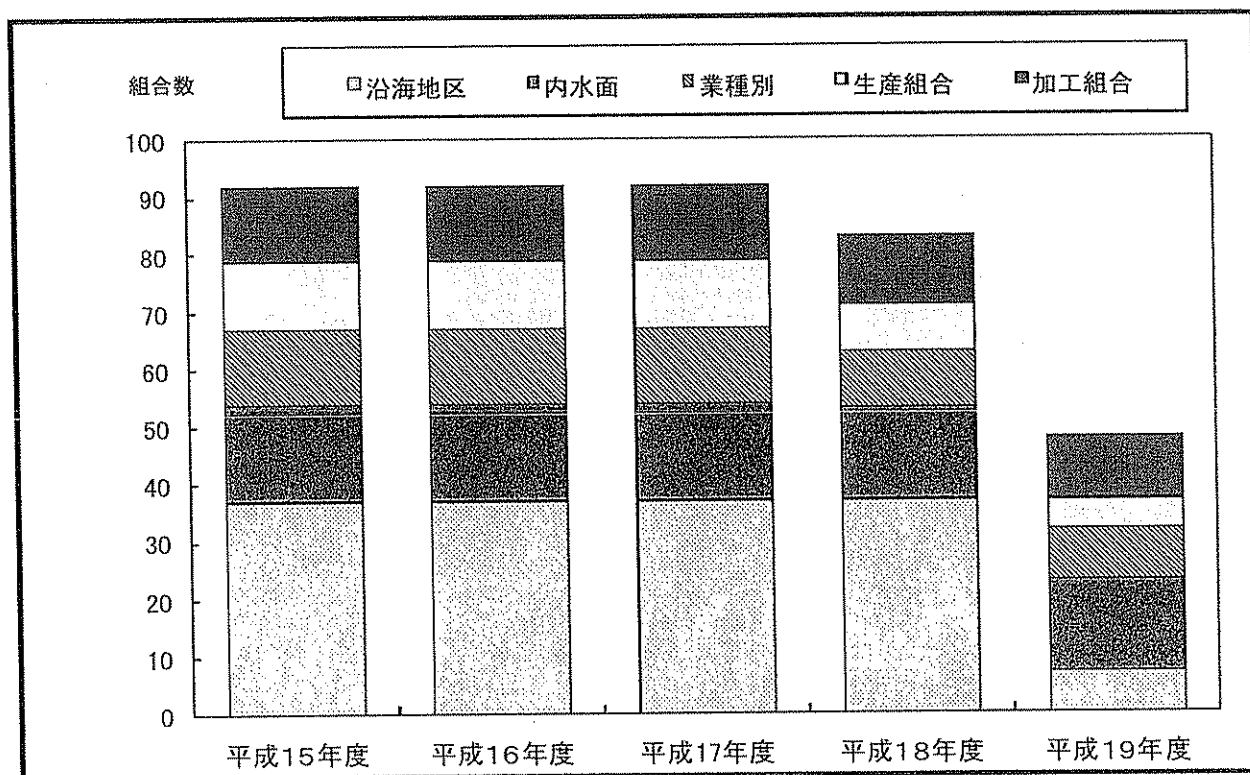
水産業協同組合とは、水産業協同組合法に基づく法人であり、販売・購買等の経済事業及び信用・共済事業等を行うことにより、漁業者等の社会的、経済的地位の向上と漁業経営の安定を図るための組織です。

この協同組合には、漁業協同組合（沿海地区、内水面及び業種別）、漁業生産組合及び水産加工業協同組合があります。

本県の組合の数は、平成5年度には114組合でしたが、その後、沿海地区漁業協同組合における経営基盤の強化を目的とした漁協合併が推進され、平成17年度には92組合となりましたが、さらなる盤石な漁協組織とするため一県一漁協へ向けた取組を進め、平成18年3月には合併仮調印がなされ、平成19年4月には正式に31漁協が合併した「宮城県漁業協同組合」が発足しました。その後、さらに合併が進み、平成21年3月末には新たに2つの組合が合併決議を行い、合併の促進が図られました。

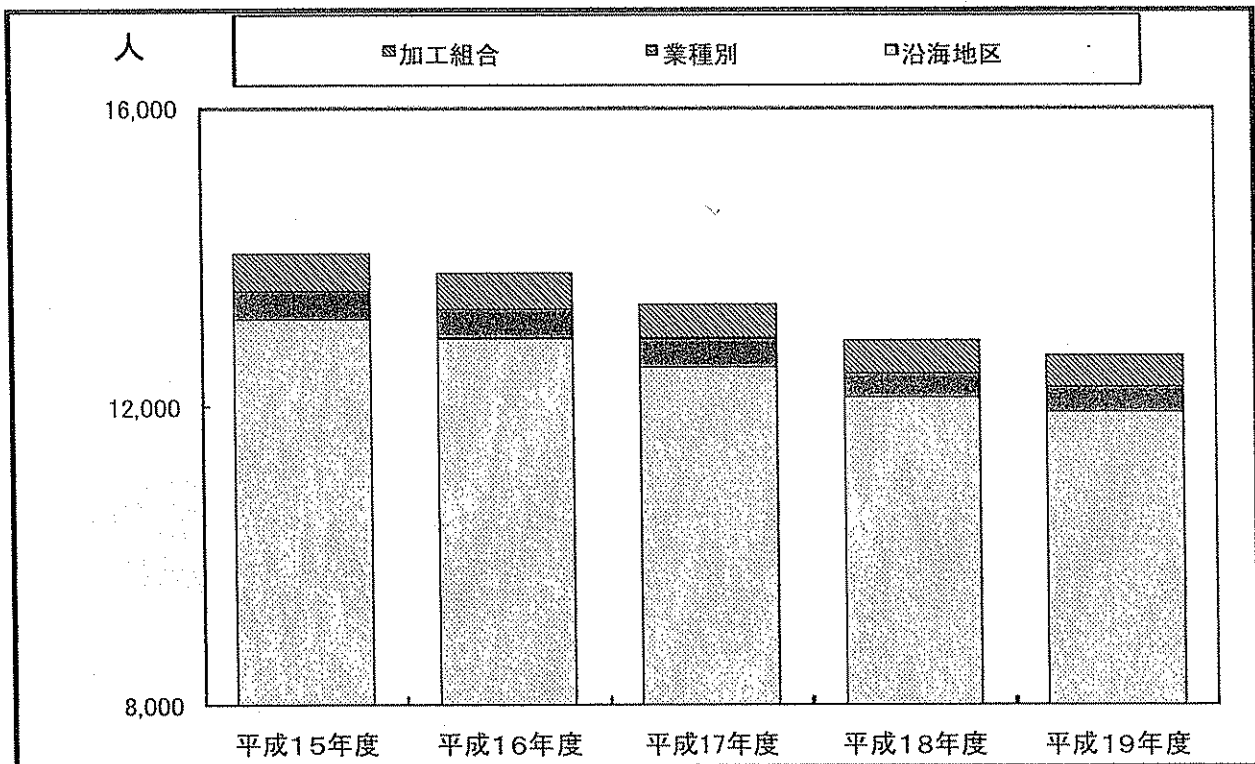
沿海地区組合、業種別組合、加工組合の組合員の推移を見ますと、年々減少し、平成19年度には12,674人まで落ち込んでいます。

これは、組合員の高齢化や漁業を取り巻く環境の変化に伴い廃業等脱退する組合員が増加したため、今後は若い漁業者や新規就業者等の後継者育成が重要となっています。



資料：宮城県農林水産部「宮城県水産業協同組合年報」

図18 水産業協同組合数の推移



資料：宮城県農林水産部「宮城県水産業協同組合年報」

図19・表24 組合員数の推移

(単位：人)

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
沿海地区組合	13,164	12,918	12,528	12,104	11,919
正組合員	8,849	8,733	8,510	8,176	8,104
准組合員	4,315	4,185	4,018	3,928	3,815
業種別組合	386	382	373	330	323
正組合員	269	268	255	208	206
准組合員	117	114	118	122	117
加工組合	497	487	464	456	432
個人	162	160	152	137	129
法人	335	327	312	319	303
計	14,047	13,787	13,365	12,890	12,674

資料：宮城県農林水産部「宮城県水産業協同組合年報」

(イ) 水産業協同組合の運営状況

協同組合の中核をなす沿海地区の漁業協同組合の状況を見ますと、7組合（平成19年度現在）のうち、販売事業が6組合、購買事業が6組合、共済事業が7組合でそれぞれ実施されています。

信用事業は、平成19年10月に宮城県漁業協同組合連合会と宮城県信用漁業協同組合連合会の権利義務を宮城県漁業協同組合が承継しています。

販売事業は、平成19年度の販売取扱高が生鮮魚介藻類の受託販売を中心に558億円となっており、漁業協同組合の主要事業として位置付けられています。

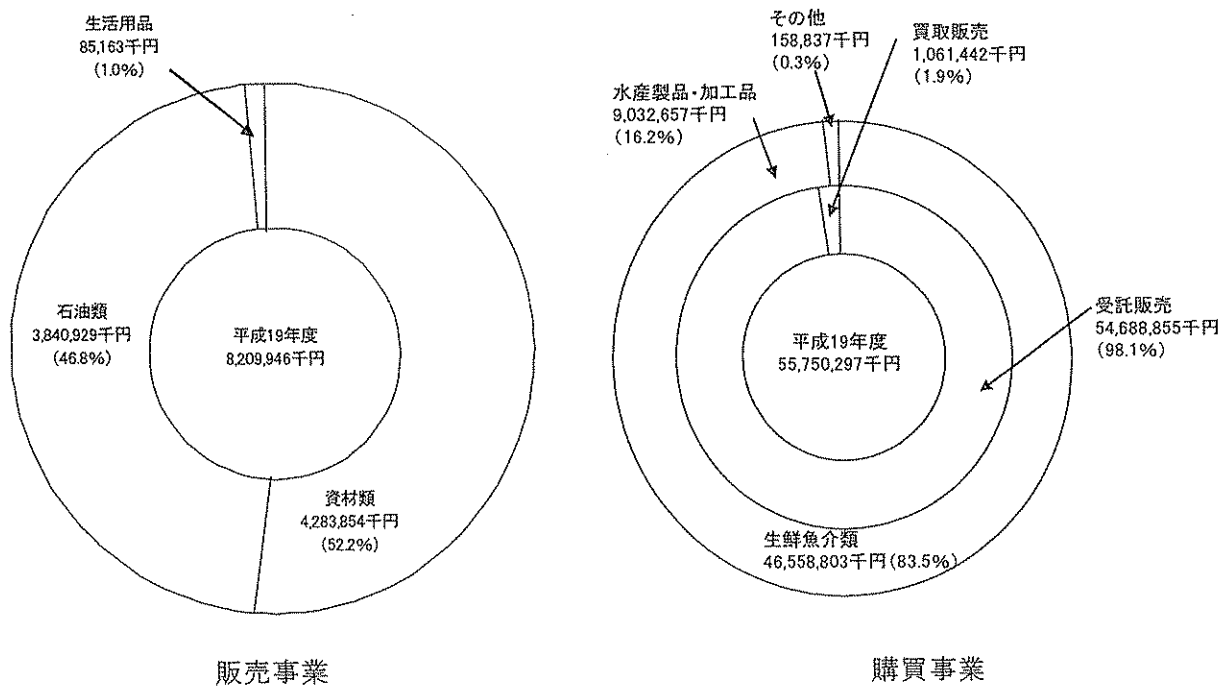
購買事業は、資材類や石油類が全体の90%以上を占めており、平成19年度は、82億円となりました。

いずれの事業も一組合当たりの取扱高は近年は横ばいの状況が続いていましたが、平成19年度は漁協合併及び燃油価格高騰の影響を受けてか販売・購買事業ともに急激に増加しました。

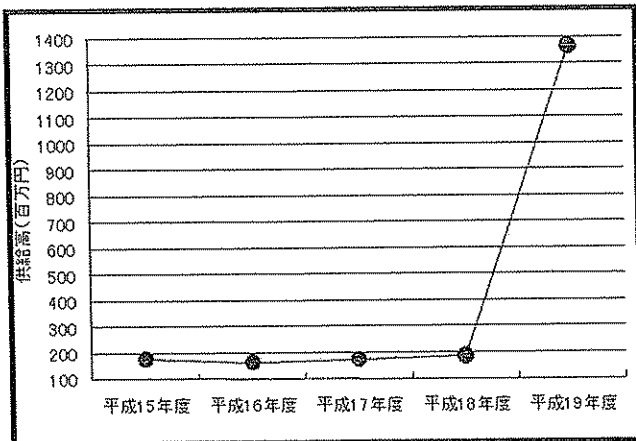
また、組合の財務状況は、組合本業の経営状況を表す事業利益がマイナスの組合が、平成19年において全体の14%（1組合）と激減しました。

これは、漁協合併により事業利益がマイナスの組合が減少したためであり、経営基盤強化に向けた様々な取組の成果が現れたものと考えられます。

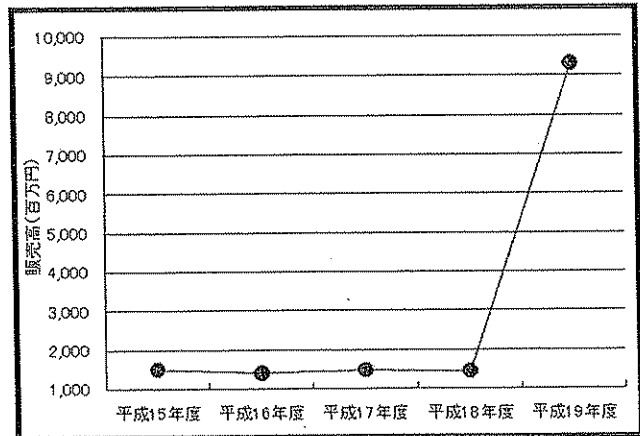
しかしながら、なお一層の漁業経営の安定を図るためにも、その経営基盤の強化が重要課題となっています。



資料：宮城県農林水産部「宮城県水産業協同組合年報」
 図20 平成19年度販売事業及び購買事業の概要



販売事業



購買事業

資料：宮城県農林水産部「宮城県水産業協同組合年報」

図 2 1 一組合平均販売取扱高及び購買取扱高の推移

区分	沿海地区 漁協数	0円以下 (マイナス)	0円から 500万円未満	500万円から 1千万円未満	1千万円から
平成5年度	55	20 (36%)	21	4	10
平成16年度	37	21 (57%)	9	2	5
平成17年度	37	23 (62%)	9	2	5
平成18年度	37	21 (57%)	10	1	5
平成19年度	7	1 (14%)	1	4	1

資料：宮城県農林水産部「宮城県水産業協同組合年報」

(注) () 内は、漁協数に占める割合。

表 2 5 沿海地区漁協における事業利益規模別の組合数

○漁協合併の推進について

1 経緯

水産資源の減少や漁業者の高齢化・後継者不足、信用事業の規制強化と金融自由化の進展等、近年、漁業を取り巻く環境が厳しさを増すとともに、経営状況の逼迫する漁業協同組合（以下、「漁協」という）は、組織及び経営基盤の弱体化が進み、本来、漁協が果たすべき機能を発揮していくことが困難な状況となりつつありました。

このことから、県内の漁協関係団体では、漁業を取り巻く環境に適切に対応し、組合員の経済的社会的地位の向上と水産業の発展を図っていくため、沿海地区漁協とその上部組織の連合会を一体化した一県一漁協を構築するという、抜本的な組織及び経営基盤強化に取り組むこととしました。

その結果、平成19年4月、沿海地区35漁協のうち31漁協が先行合併し、県内一円を区域とする宮城県漁協が設立され、その後、平成19年10月までに、宮城県漁業協同組合連合会及び宮城県信用漁業協同組合連合会を包括承継することで、経済事業及び信用事業等を行う総合事業体が構築されました。

一方、当初からの合併に参加できなかった4漁協（雄勝町雄勝湾、牡鹿、矢本、塩竈市の各漁協）は、合併前の平成19年1月、31漁協等と「覚書」（平成21年1月1日の合併目標や両連合会との事業取引の取扱等を内容とするもの。）を締結し、県の仲介のもとで宮城県漁協と合併に向けた協議を重ねてきました。

その結果、平成20年12月、4漁協のうち雄勝町雄勝湾漁協と矢本漁協の2漁協が、宮城県漁協との合併に合意し、平成21年4月、雄勝町雄勝湾漁協と矢本漁協の2漁協を新たに加えた宮城県漁協が成立しました。

2 概要

(1) 主な取組経過

- ・平成17年3月 宮城県漁協組織強化対策協議会で一県一漁協の構築を決定
- ・平成17年12月 本県域の漁協系統信用事業の一本化が完了
(信用事業実施14漁協が宮城県信用漁業協同組合連合会へ事業譲渡完了)
- ・ " 宮城県漁業協同組合合併推進協議会の設置
- ・平成18年3月 合併仮契約の調印
- ・平成18年7月 宮城県漁業協同組合設立委員会の設置
- ・平成19年4月 宮城県漁業協同組合の設立（沿海地区31漁協の合併）
- ・平成19年10月 宮城県漁業協同組合連合会及び宮城県信用漁業協同組合連合会の権利義務を、宮城県漁業協同組合が承継
- ・平成21年4月 宮城県漁業協同組合と2組合（雄勝町雄勝湾漁業協同組合、矢本漁業協同組合）との合併

(2) 宮城県漁業協同組合の概要

宮城県漁業協同組合は、本県全域を組合地区とし、1万人以上の組合員が加入しています。また、信用事業や経済事業、共済事業、指導事業等、広範な事業を展開し、その事業規模も非常に大きく、全国有数の規模を誇る漁協となっています。

このような大規模な組織であることから、総代会や経営管理委員会、漁業種別部会制度を導入する等、組合員意思を的確に把握・反映しながら、迅速で的確な業務執行ができるような運営体制がとられています。

○宮城県漁業協同組合の概要（平成21年3月末現在）

- 1) 組合地区：宮城県一円の区域
- 2) 組合員数：10,419人（正組合員…7,369人，准組合員…3,050人）
- 3) 出資金額：4,203百万円
- 4) 役員定数：23人

◆経営管理委員会

組合員意思を反映させつつ迅速かつ的確な業務執行体制を確保するため、組合員の代表である経営管理委員で構成される経営管理委員会が、業務の基本方針等の業務執行に関する重要事項についての組合員意思を決定します。なお、日常業務は、経営管理委員会の下に設置される理事会が執行します。

◆漁業種別部会

漁業者の意向を組合運営に反映させつつ、漁業生産体制の調整等を図るため、漁業種ごとの代表者で構成される漁業種別部会を設置しています。

（農林水産経営支援課）

○水産業経営相談室の開設について

1 経緯

水産業を取り巻く経営環境は非常に厳しい状況にあり、本県の重要な産業である水産業の振興を図り、今後とも水産物の安定生産・安定供給を維持していくためには、その中核をなす「効率的・安定的な水産業経営体」の育成・確保が一層重要となっています。

近年の厳しい経営環境の中で、漁業者が自らの経営を維持、発展していくためには、自己の経営状況を的確に把握し、慎重な経営計画を作成の上、経営改善に取り組むことが必要です。

しかし、当業界では融資相談以外の経営支援体制は構築されておらず、総合的な経営支援を行う体制が脆弱であったことから、県内水産業者に対する経営支援機能の充実を図るために、業界団体が有機的な連携のもと、平成20年4月に「水産業経営相談室」を開設しました。

2 概要

(1)水産業経営相談室の体制

○開設場所：宮城県漁業信用基金協会内

仙台市青葉区本町三丁目6-16「漁信基ビル2階」

電話番号：022-221-5326

○相談日時：毎週2回（火・木曜日） 9：00～17：00

○職員体制：経営相談員1名配置

○対象者：県内の沿岸・養殖漁業者，中小漁船漁業者及び水産加工業者

○構成機関：宮城県漁業協同組合，宮城県漁業信用基金協会，宮城県漁船保険組合，宮城県漁業共済組合，全国共済水産業協同組合連合会東北事業本部宮城支店

（※事務局：宮城県漁業信用基金協会）

○業務内容：① 各種経営支援制度・支援機関の問い合わせ対応

② 漁業経営等に関する相談対応

③ 漁業経営等に係る金融制度（商品）の紹介

④ 金融機関との債務調整及び関連業務

⑤ 経営診断等の実施

⑥ 経営改善（再建）のための提案及び計画作成支援等

○利用料金：原則として無料

但し、経営改善（再建）計画など外部専門家を活用する場合は、実費負担

○活動経費：参加団体から徴収する負担金及び県の補助金により運営

(2)活動状況と今後の展開

開設初年度ということで、関係機関等へのPR・周知活動を積極的に行いながらの活動でありましたが、経営改善計画の作成等について26件の相談があり、延べ139日活動し、経営改善計画の作成支援や研修会の講演等86件の支援活動を行いました。

○主な相談・支援内容

① 経営改善計画の作成相談 : 5件

② 金融・事業承継等の相談 : 3件

③ 経営診断等の相談 : 4件

④ 経営管理方法等の相談 : 4件

⑤ 経営研修等の講演依頼 : 5件

⑥ 各種会議等の出席・その他 : 5件

平成21年度からは、水産業経営相談室の更なる充実を図るため、新たに特別相談員を配置することとしました。今後とも県及び業界が一体となり、漁業者及び水産業界全体の経営意識の高揚に努めてまいります。

（農林水産経営支援課）